

令和8年度 第1回藤枝市地域公共交通会議自家用有償旅客運送分科会

令和8年6月 25 日(木)

午後3時 30 分～

藤枝市役所西館3階 301・302 会議室

次 第

1 開 会

2 分科会長挨拶

3 議 事

第1号議案 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会による移動支援サービスの自家用有償旅客運送事業計画(福祉有償運送)について

4 そ の 他

5 閉 会

藤枝みんなのミライ楽校の自家用有償旅客運送事業者登録抹消について

藤枝みんなのミライ楽校から自家用有償旅客運送の業務廃止届が提出されたので、自家用有償旅客運送事業者の登録抹消をした。

1 事業者情報

藤枝みんなのミライ楽校 代表 横溝 一樹
事務所：静岡県藤枝市瀬戸ノ谷 5894

2 事業種別等

- (1)輸送の種別 交通空白地有償運送
- (2)運送の区域 藤枝市稲葉地区～瀬戸谷地区

3 運送の対象

藤枝みんなのミライ楽校に通う児童・生徒

4 経緯

組織としての責任の所在を明確にし、地域社会や行政とより長期的・安定的に連携できる基盤を整えることで持続性の向上を図るため、一般社団法人の設立・移行がされた（法人名：一般社団法人 ほしとわ）。

法人の設立・移行に伴い、「藤枝みんなのミライ楽校」が自家用有償旅客運送事業の業務を廃止した後は「一般社団法人 ほしとわ」が同様の事業内容を実施する。

R8.3.9 「一般社団法人 ほしとわ」の自家用有償旅客運送登録手続に係る書面協議（法人化に伴う「藤枝みんなのミライ楽校」の自家用有償旅客運送の業務廃止の予定についての内容も含む）

R8.4.1 「藤枝みんなのミライ楽校」自家用有償旅客運送事業業務廃止
「一般社団法人 ほしとわ」自家用有償旅客運送事業者登録、運送開始

R8.4.30 「藤枝みんなのミライ楽校」自家用有償旅客運送の業務廃止届

R8.5.29 「藤枝みんなのミライ楽校」自家用有償旅客運送輸送実績報告書
(7年度)

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会による
移動支援サービスの自家用有償旅客運送事業計画（福祉有償運送）について

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会（会長 水野明）が自家用有償旅客運送登録申請することについて、別紙のとおり申請予定者から事業計画に係る合意を求める協議の申出があったので、協議する。

令和8年5月29日

藤枝市長 様

申出者

法人・団体の名称 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 水野明

所在地 静岡県藤枝市岡部町内谷 1400-1

連絡先 054-643-3511

担当者氏名 古井 久美子

自家用有償旅客運送の登録申請に係る地域における協議の依頼の申出について

自家用有償旅客運送の登録申請に当たり地域における協議を行うため、藤枝市地域公共交通会議分科会の開催依頼について、当該申請に係る貴市への提出書類の案を添えて、申し出ます。

記

1 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2 運送の区域

藤枝市全域

3 事務所の名称及び位置

名称：社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 在宅福祉センター

位置：静岡県藤枝市瀬戸新屋 83-6

4 運送の開始希望予定日

令和8年7月31日

5 添付書類

自家用有償旅客運送事業計画（案）

運行管理の体制等を記載した書類

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

旅客の名簿



社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会自家用有償旅客運送事業計画

1 実施主体

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会 会長 水野明
事務所：静岡県藤枝市瀬戸新屋 83-6

2 登録申請に係る事業

- (1) 輸送の種別 福祉有償運送
- (2) 運行区域 藤枝市全域

3 運送の対象

藤枝市社会福祉協議会の会員登録をしている者のうち、単独での公共交通の利用が困難であると相談支援専門員、介護支援専門員、地域包括支援センター職員その他の専門職により判断された者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者
- (4) 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
⇒要介護者
- (5) 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
⇒要支援者
- (6) 介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者⇒事業対象者
- (7) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
当初登録者は、別添資料のとおり

4 利用者が負担する運送の対価の額

藤枝市内（片道 800 円）

	藤枝市社会福祉協議会	右の 8 割	タクシー料金 (想定運行最短距離)
対価の額	800 円	960 円	迎車 200 円、時間指定 配車 300 円、初乗り 700 円(1.17km まで) ⇒1,200 円～

藤枝市外（エリア制）

	藤枝市社会福祉協議会	右の8割	タクシー料金 (距離制)
対価の額 (4kmまで)	800円	960円～1,760円	迎車200円、時間指定配車300円、 初乗り700円(1.17kmまで) ⇒1,200円～2,200円
対価の額 (4kmを 超える分)	在宅福祉センター（藤枝市瀬戸新屋83-6）を起点として、半径4km超5km以内のエリアへ輸送する場合、100円加算。 以降、1km超ごと100円ずつ加算。（※）	—	285mにつき100円加算。
	4km超～5km：900円	1,760円～2,040円	4km～5km：2,200円～2,550円
	5km超～6km：1,000円	2,040円～2,320円	5km～6km：2,550円～2,900円
	6km超～7km：1,100円	2,320円～2,600円	6km～7km：2,900円～3,250円
	：	：	：

※直線距離で半径4km以内のエリア内であれば加算しない。

※2別途、年会費1,000円あり

5 運行計画

運行日：月曜日～金曜日 ※祝日、12/29～1/3は運休。

運行時間：午前8時30分から午後5時まで

運行管理：事前予約制

予約方法：電話、電子申請（Logoフォームシステム）

予約受付期限：利用希望日の2か月前から10日前までの間

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

運行車両：ハイエース（7人乗り）1台定員1人

セレナ（6人乗り）1台定員1人

キャラバン（8人乗り）1台定員1人 ※予備車

キャラバン（8人乗り）1台定員1人 ※予備車

6 今後の予定

6月25日 藤枝市地域公共交通会議分科会協議

7月上旬 藤枝市地域交通課へ登録申請

7月中旬 登録

7月31日 自家用有償旅客運送者登録証交付式・出発式、
運行開始

運送の主体（申請者名）	社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会
-------------	------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	海老名 重徳		その他		
2	古井 久美子				
3					

- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

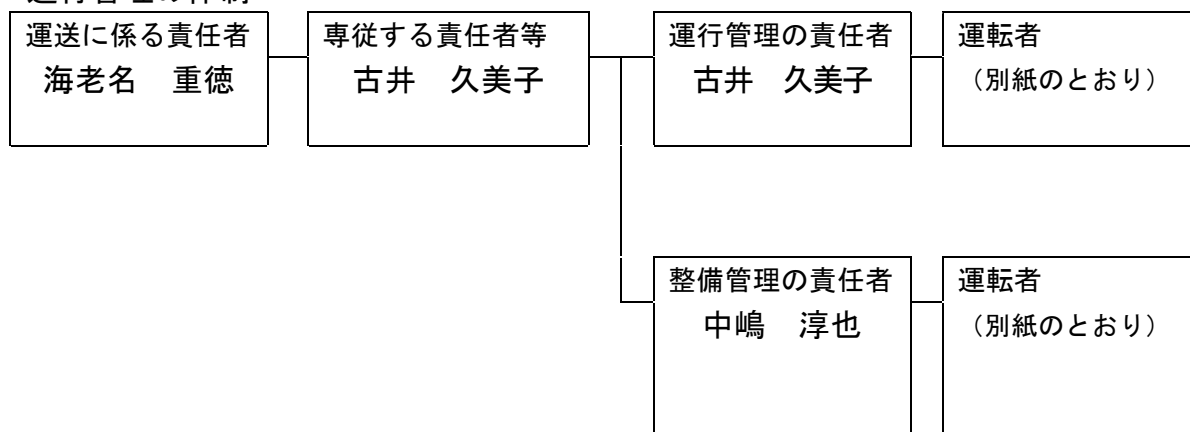
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1	中嶋 淳也		
2			
3			

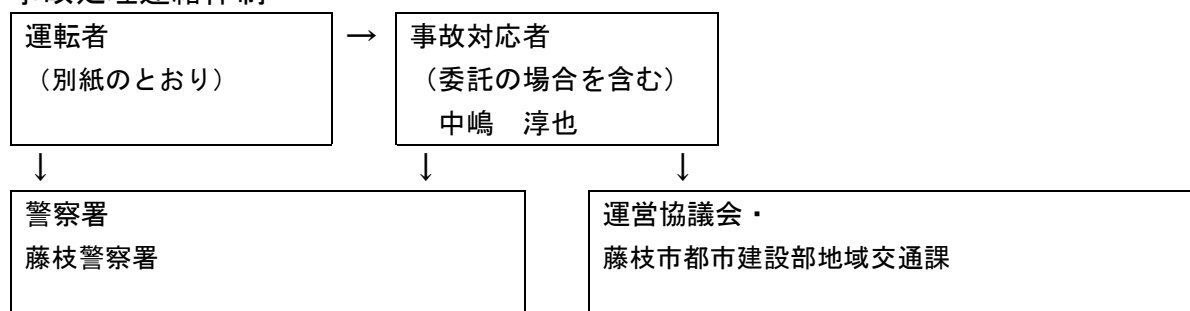
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

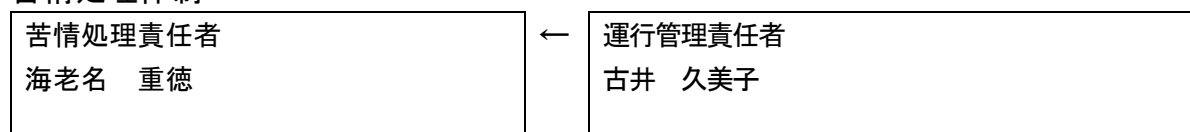
運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会 会長 水野明）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	生年月日	運転免許の種類	
				区 分	種 類
1	A	藤枝市高洲	－	大型	2 種
2	B	藤枝市稲川	－	普通	2 種
3	C	藤枝市瀬戸新屋	－	大型	2 種
4	D	藤枝市茶町 4 丁目	－	普通	1 種
5	E	藤枝市田中 1 丁目	－	普通	1 種
6	F	藤枝市上青島	－	普通	1 種
7	G	藤枝市光洋台	－	大型	1 種
8	H	藤枝市高柳 1 丁目	－	普通	1 種
9	I	藤枝市岡部町桂島	－	普通	1 種
1 0	J	藤枝市下之郷	－	普通	2 種
1 1	K	藤枝市下当間	－	普通	1 種
1 2	L	藤枝市駅前	－	普通	2 種
1 3	M	藤枝市宮原	－	普通	1 種
1 4	N	藤枝市茶町	－	普通	1 種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・中型・大型及び 1 種・2 種）を記載すること。

※ 第 2 種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	運送を必要とする理由							備考
			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1	A	藤枝市本町	○							
2	B	藤枝市下薮田	○							
3	C	藤枝市大洲	○							
4	D	藤枝市高柳		○						
5	E	藤枝市前島	○							
6	F	藤枝市時ヶ谷				○				
7	G	藤枝市駿河台			○					
8	H	藤枝市前島	○							
9	I	藤枝市大新島				○				
10	J	藤枝市小石川町				○				
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）
 （施行規則第51条の25関係）

藤枝市地域公共交通会議の体制

藤枝市地域公共交通会議

【役割】

- 住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議
- 地域公共交通計画の作成に関する協議、地域交通公共計画の実施・連絡調整

【委員】

会長：副市長

中部運輸局、静岡県（公共交通担当）、静岡県島田土木事務所、藤枝警察署、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体、公募市民、藤枝市自治会連合会、藤枝市瀬戸谷地区路線バス対策委員会、藤枝市岡部北部地区生活交通確保対策委員会、藤枝商工会議所、学識者、藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議、藤枝市社会福祉協議会、市交通施策部門、道路管理部門、福祉施策部門

報告

地域公共交通会議分科会

【役割】

自家用有償旅客運送の登録に関する意見調整に係る協議並びに地域公共交通会議の所掌事務のうち会長が必要と認めるものに係る専門的な調査、検討

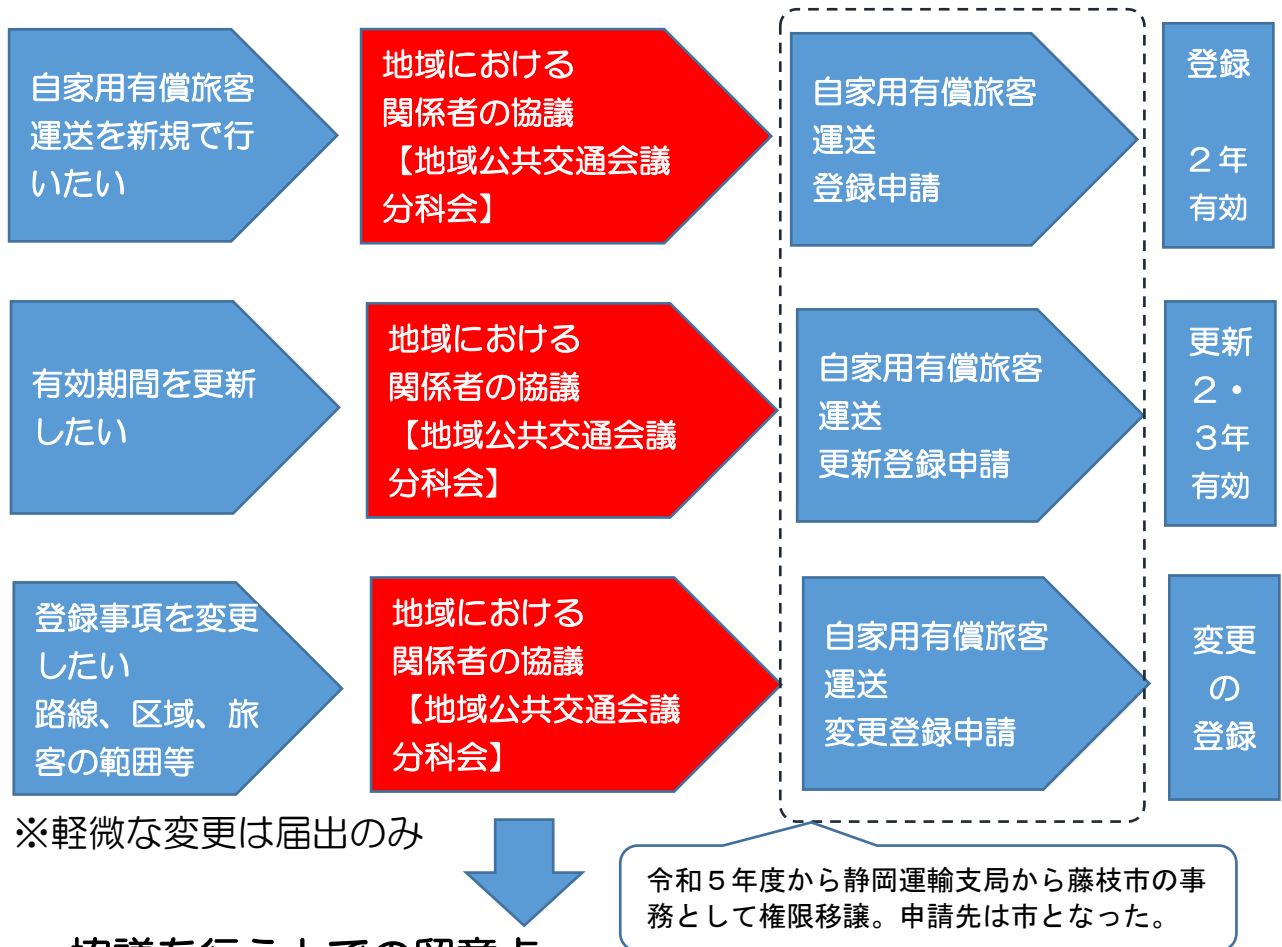
【分科会委員】

分科会長：副市長

中部運輸局、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体、藤枝市自治会連合会、藤枝市男女共同参画「ぱりて」会議、藤枝市社会福祉協議会、自家用有償旅客運送を運営する法人又は団体から選出された者、市交通施策部門、福祉施策部門

自家用有償旅客運送に係る手続

自家用有償旅客運送の実施に当たっては、主に次の手続が必要となる。



協議を行う上での留意点

協議は、関係者が一堂に会し、地域の交通課題を共有し、交通サービスの導入に当たり、それぞれの立場から課題解決を行う視点で、次の留意点を踏まえて交通ネットワークの維持・発展に向けた必要な協議を行う。

- 地域の輸送ニーズの把握（対象の利用者にとっての必要性）
市の交通に係る課題について、具体的な情報をもとに把握する。
- 協議の目的意識の共有（交通事業者によるサービスの困難性）
交通サービス導入に当たり、課題への対応の目的を共有する。
- 対価の適切性の確認
営利目的の対価の設定になっていないか確認する。
- 利用者の妥当性
利用者が課題と目的に沿っている対象者か確認する。
- 輸送サービスの安全性の確認
安全運転や事故対応の体制等の運行管理体制について確認する。

自家用有償旅客運送について

有償運送

※許可・登録必要

旅客自動車運送

※許可制

- 一般乗合旅客自動車運送 路線バス、乗合タクシー
しずてつジャストライン路線バス、市自主運行バス・乗合タクシー
- 一般貸切旅客自動車運送 貸切バス（観光バス）
- 一般乗用旅客自動車運送 タクシー
志太交通、静鉄タクシー、藤枝タクシー、丸新交通
- 特定旅客自動車運送 事業場の従業員の送迎バス

自家用有償旅客運送

※登録制

交通空白地有償運送

バス・タクシーのサービス提供困難な地域住民の輸送
市自主運行バス（大久保上滝沢線、朝比奈線）、
瀬戸谷買援隊買い物支援事業

福祉有償運送

単独でタクシー等公共交通利用困難な障害者の輸送
西益津（通院等支援）、瀬戸谷の出かけっCARサービス

無償運送

※許可・登録不要

利用者からの対価収受・
運転手への謝礼支払い・寄付金等 ⇒ 不可

西益津（買い物支援）、葉梨、大洲、高洲の
出かけっCARサービス
ふじえだ足すと号

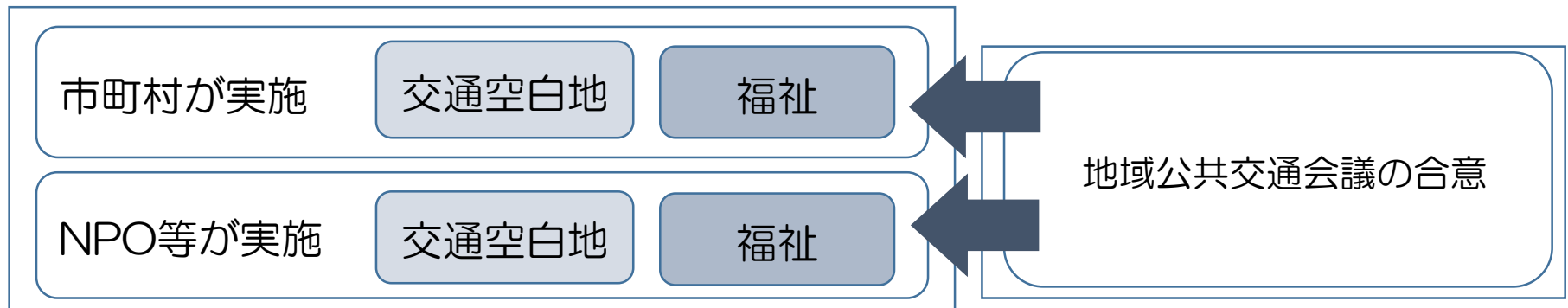
白家用有償旅客運送事業（登録制）

白家用有償旅客運送の概要

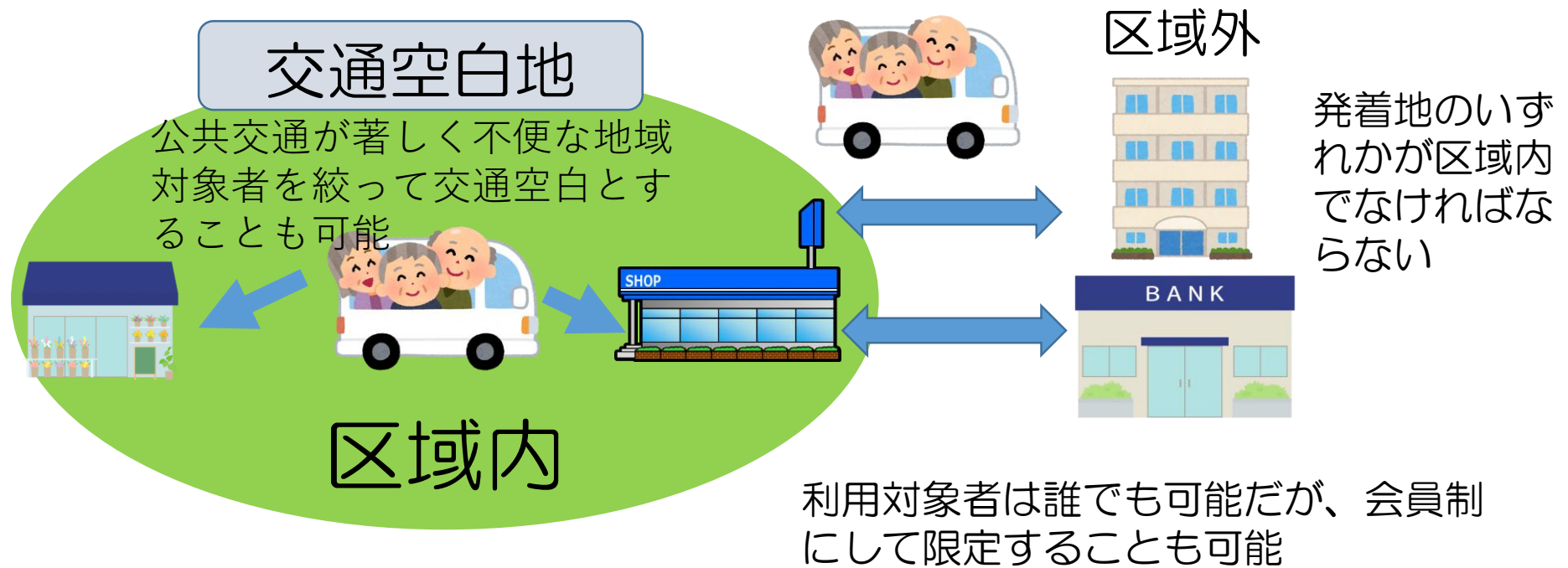
- ◆ 2006年道路運送法改正で新規に位置づけ
 - ・ 既存のバス・タクシー事業者で輸送サービスが提供されない場合に、
 - ・ 登録を受けた市町村 / NPO等が、
 - ・ 白家用自動車（白ナンバー）を用いて、
 - ・ 有償で運送することを可能とする制度
- ◆ 安全・安心を確保するための措置：「登録制度」
 - ・ 安全確保＝2種免許又は1種免許＋講習（種類により講習は異なる）、
運行管理の責任者の選任等
 - ・ 利用者保護＝対価揭示、損害賠償措置

白家用有償旅客運送の種類

実施の要件



交通空白地有償運送



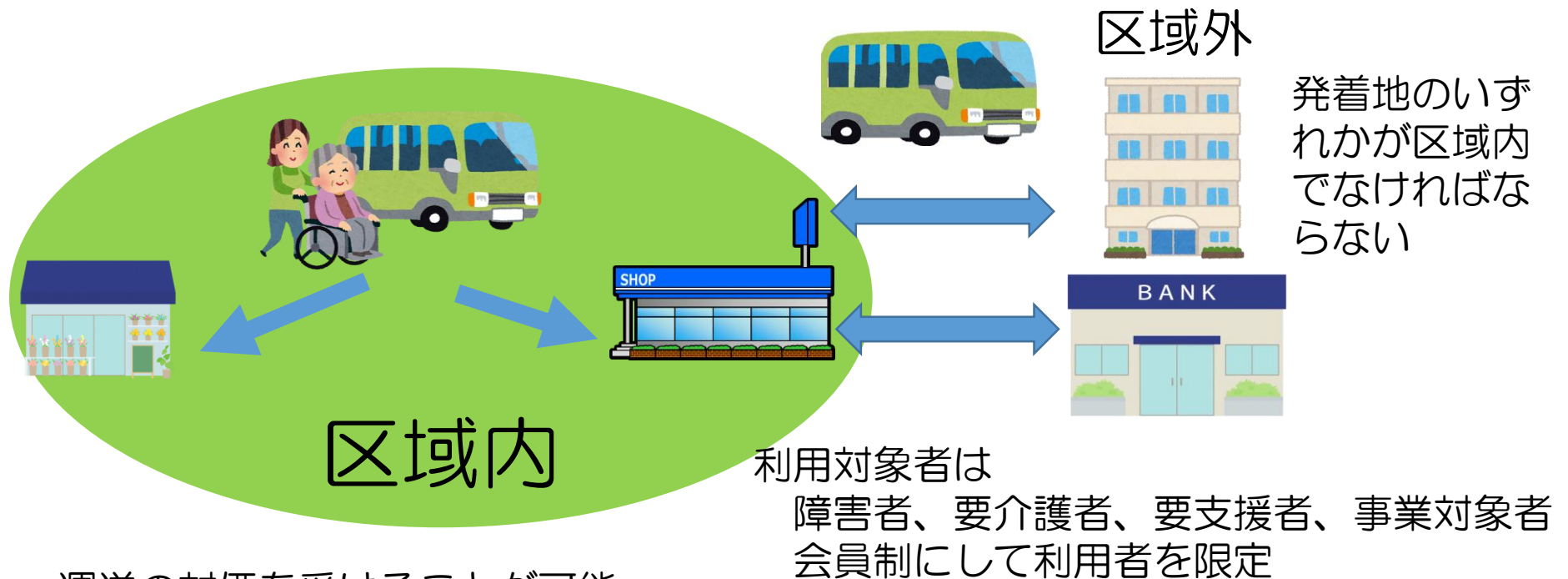
運送の対価を受けることが可能

ただし、

対価は、原則としてタクシーの8割以下

複数名乗る場合：平均乗車人数×対価 ≤ タクシー料金×8/10

福祉有償運送



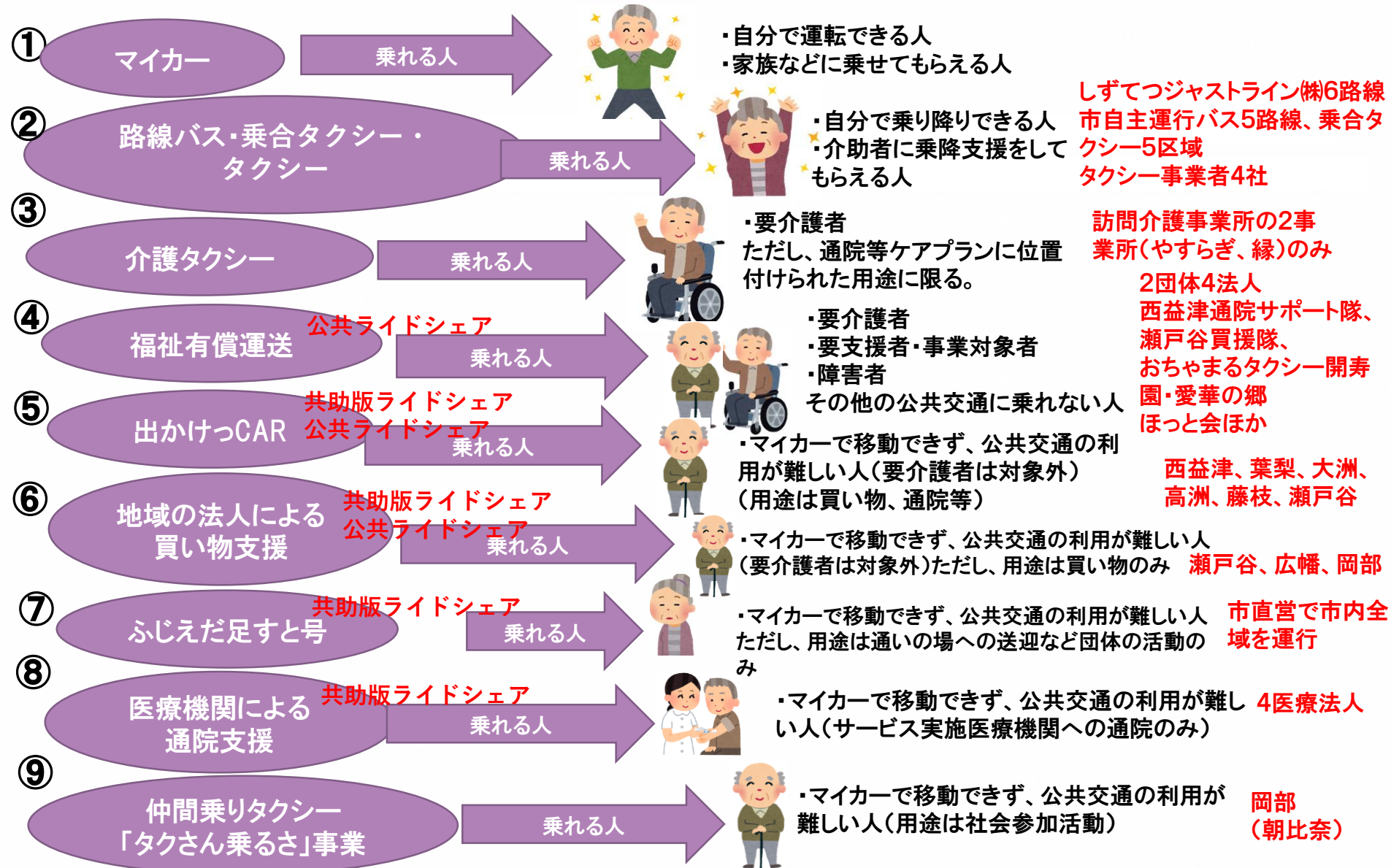
運送の対価を受けることが可能

ただし、

対価は、原則としてタクシーの8割以下

複数名乗る場合：平均乗車人数×対価 ≤ タクシー料金×8/10

藤枝市における地域交通の全体像



令和8年度 第1回藤枝市地域公共交通会議 自家用有償旅客運送分科会 席次表

※敬称略

		会長 藤枝市副市長 大畑 直巳	学識経験者 名古屋大学 (オブザーバー) 加藤 博和		
静岡運輸支局 平岩 成美	○			○	しずてつジャストライン(株) 藁科 孝佳
志太交通(株) 鈴木 宏美	○			○	自治会連合会 宮谷 洋子
ぱりて会議 池谷 照代	○			○	西益津通院サポート隊
副会長 藤枝市都市建設部長 鈴木 貴繁	○			○	藤枝市健康福祉部長 杉村 友久
		申出者	事務局		
社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会					
傍聴席			随行者		

令和8年度 第1回藤枝市地域公共交通会議
自家用有償旅客運送分科会 出席者名簿

						(敬称略)	(敬称略)	
	設置要綱上の委員区分	所 属 ・ 役 職			役 職	委員氏名	代理出席者氏名	受付
1	藤枝市長又はその指名する者	藤枝市	副市長		会 長	オオハタ ナオミ 大畑 直己		○
2	中部運輸局長又はその指名する者	国土交通省 中部運輸局静岡運輸支局	首席運輸企画専門官	国土交通省 中部運輸局静岡運輸 支局	委 員	アシキ ヒロユキ 足木 宏行	ヒライワ ナルミ 平岩 成美	○
3	一般旅客自動車運送事業者	乗合バス事業者 しずてつジャストライン(株)	常務取締役 運行企画部長 兼 輸送計画室長	しずてつジャストライン (株)	委 員	ワラシナ タカヨシ 藁科 孝佳		○
4	一般旅客自動車運送事業者	タクシー事業者 志太交通(株)	代表取締役	志太交通(株)	委 員	スズキ ヒロミ 鈴木 宏美		○
5	藤枝市自治会連合会から選出された者	藤枝市自治会連合会	副会長	藤枝市自治会連合会	委 員	ミヤタニ ヨウコ 宮谷 洋子		○
6	藤枝市男女共同参画「ばりて」会議 から選出された者	藤枝市男女共同参画 「ばりて」会議	代表	藤枝市男女共同参画 「ばりて」会議	委 員	イケガヤ テルヲ 池谷 照代		○
7	藤枝市(交通施策部門)から選出された者	藤枝市都市建設部	部長	藤枝市都市建設部	副会長	スズキ タカシゲ 鈴木 貴繁		欠席
8	藤枝市(福祉施策部門)から選出された者	藤枝市健康福祉部	部長	藤枝市健康福祉部	委 員	スギムラ トモヒサ 杉村 友久		○
9	自家用有償旅客運送を運営する法人又は団 体から選出された者	西益津通院サポート隊	代表		分科会 専門委 員	ウメハラ マサミ 梅原 雅身		○

藤枝市地域公共交通会議分科会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、藤枝市地域公共交通会議設置要綱（平成20年藤枝市告示第33号）第9条第2項の規定に基づき、藤枝市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、藤枝市地域公共交通会議の会長（以下「会長」という。）がこれを兼ねる。

(分科会長の職務等)

第3条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

2 分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、地域公共交通会議の副会長が代理し、その職務を行う。

(分科会委員)

第4条 分科会委員は、分科会の会議の協議内容を踏まえ、藤枝市地域公共交通会議の委員のうちから会長が指名する。

(分科会の運営)

第5条 分科会は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会は、分科会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 分科会の議事は、出席した分科会委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 分科会の会議は、原則として公開とする。

5 分科会は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。

6 分科会の庶務は、藤枝市都市建設部地域交通課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議が調った事項について、分科会委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。